

# 令和2年第3回 高千穂町議会定例会

## 一般質問通告内容集約書

高千穂町議会事務局

【 4 名 6 件 】

質問日	順	質問者	件数	件名	頁
9月15日 (火) 10:00~	1	板倉哲男 議員	2件	1. パブリックコメント制度の運用について 2. 新型コロナウイルス等の感染症に対応した避難所運営について	1
	2	安在昭則 議員	2件	1. 新たな観光資源と観光振興対策を 2. 人口減少対策について	6
	3	磯貝助夫 議員	1件	1. 本町の未来を見据えた農業の施策は	8
	4	佐藤さつき 議員	1件	1. 空き家対策、子育て支援住宅対策など、町民のための住宅対策について	9

順	質問者	件名	質問の要旨	質問相手
1	板倉哲男 議員	1. パブリックコメント制度の運用について	<p>今年5月末に「高千穂町国土強靱化地域計画」が策定されました。これは、防災・減災対策に関する取組を、総合的・計画的に推進するための重要な計画です。策定に先立ち、令和2年5月8日から5月21日までの14日間に、パブリックコメントの募集が行われ、3名の町民から意見が寄せられたと聞いています。</p> <p>しかし、寄せられた意見を考慮し計画を修正することも、寄せられた意見に対する町としての考え方を示すこともないまま、5月末で策定を完了したとのことでした。</p> <p>寄せられた意見が十分に考慮されたのか、また、パブリックコメント制度の運用が適正だったのか、疑問に思います。</p> <p>パブリックコメント制度は、国においては、平成18年の改正行政手続法施行により法定化されました。行政手続法によるパブリックコメントの概要は、次のようになっています。</p> <p>①行政機関が、命令等（政令、府省令、告示、審査基準、処分基準、行政指導指針）を定めようとする場合は、その案と関連資料を公示し、一般の意見を求めなければならない（39条1項）</p> <p>②意見提出期間は、公示の日から30日以上（39条3項）</p> <p>③行政機関は、命令等を定める場合は、提出された意見を十分に考慮しなければならない（42条）、</p> <p>④行政機関は、命令等を定めた場合は、命令等の公布と同時期に、命令等の題名、提出意見、提出意見を考慮した結果等を公示しなければならない（43条1項）</p> <p>一方、地方におけるパブリックコメント制度は、それぞれの自治体において、国の制度に準ずる形で、条例や規則、要綱などで制定する動きが広まっています。</p> <p>総務省は3年に一度、全国の自治体におけるパブリックコメント制度の制定状況を調査しており、平成29年10月1日現在において、都道府県、市区町村をあわせた1,788団体のうち、58.2%にあたる1,041団体が制定しています。</p> <p>宮崎県内の26市町村では、11の自治体において制定されています。</p> <p>しかし、高千穂町では、現時点においても、パブリックコメント制度をどのように運用するのかを定めた条例や、規則、要綱が制定されていないとのことでした。</p> <p style="text-align: center;">＜次頁へ続く＞</p>	町長

<前頁から続き>

今年5月の「高千穂町国土強靱化地域計画」を策定する際は、パブリックコメント制度が制定されていないために、担当者の任意により運用されたと思われます。

パブリックコメント制度は広く多様な意見を聞き、より住民の声を行政に反映するとともに、行政の透明性を向上するための制度です。

パブリックコメント制度をより適正に運用するために、高千穂町においても、条例や、規則、要綱で定める必要があると思います。

以上を踏まえ、以下について伺います。

●パブリックコメント制度をより適正に運用するために、本町においても条例や、規則、要綱で定めるべきだと思いますが、その予定はあるのでしょうか。

●「高千穂町国土強靱化地域計画」を策定する際のパブリックコメントにおいて、3名の町民から意見が出されたとのことですが、どういった意見が出されたのか、また、その意見に対する町としての考え方が公表されておりません。公表の予定はあるのでしょうか。

●行政の透明性の確保のため、過去にパブリックコメントを実施した件についても、その結果とその意見についての町の考え方を公表し続けるべきだと思います。例えば宮崎市では数年前のパブリックコメントの結果についてもホームページで常時掲載しています。本町においても、過去のパブリックコメントについての結果をホームページで掲載するべきと思いますが、その予定はあるのでしょうか。

順	質問者	件名	質問の要旨	質問相手
1	板倉哲男 議員	2. 新型コロナウイルス等の感染症に対応した避難所運営について	<p>高千穂町地域防災計画では、避難所の開設、運営は町職員によって行われることが定められていますが、災害規模が大規模であればあるほど、職員による避難所運営が困難になることは、過去の全国の事例からも想定できます。そのため、避難所に避難してきた地域住民が、自主的にかつ円滑に避難所を運営できることを目的として、避難所運営マニュアルが平成23年9月に作成されています。</p> <p>そして、今年の新型コロナウイルス感染症の拡大により、避難所の運営方法について、新しい考え方が求められるようになりました。たとえば、1人当たりの占有面積は、従来は2㎡が一般的な基準でしたが、新型コロナウイルス感染症対策（以下、感染症対策）のためには、1人当たり4㎡が必要だとされるようになりました。</p> <p>しかし、現在の地域防災計画や避難所運営マニュアルは、そうした感染症対策の新しい考え方が十分に盛り込まれておりません。</p> <p>災害はいつ発生するかわかりません。以下の点について、地域防災計画や避難所運営マニュアルを早急に改定し、感染症対策の新しい考え方を取り込んだものにする必要があると思います。</p> <p>（1）指定避難所の開設数 内閣府によりまとめられた「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント【第1版】」（以下、内閣府資料）によると、感染症対策のため、可能な限り多くの避難所の開設を検討すべきだとしています。</p> <p>本町においては、最初に6ヶ所（管理センター、押方体育館、旧向山南小学校体育館、岩戸小学校体育館、田原中学校体育館、田原出張所）の避難所が開設されることが常となっていますが、今後、避難所を開設する事態となった場合、感染症対策として、いつもの6ヶ所だけでなく、より多くの避難所の開設が必要ではないかと思います。</p> <p>（2）収容人数 地域防災計画において、それぞれの指定避難所の収容人数が定められています。</p> <p>しかし、これらは従前の1人当たり2㎡という考え方に基づき算出した人数だと思います。</p> <p>感染症対策のため、1人当たり4㎡を確保するとすると、収容可能人数が変わってくると思います。</p> <p style="text-align: center;">＜次頁へ続く＞</p>	町長

&lt;前頁から続き&gt;

実際に、令和2年7月豪雨では、各地で収容人数の修正が行われ対応されたそうです。  
本町においても、感染症対策のため、指定避難所の収容人数を改めるべきと思います。

### (3) 避難所ごとのレイアウト

それぞれの指定避難所は、広さや間取り、設備など、様々です。そのため、避難所のレイアウトはそれぞれの避難所ごとに検討される必要があります。

地域住民が、自主的にかつ円滑に避難所を運営するには、避難所ごとのレイアウトをあらかじめ決めておく必要があるのではないかと思います。例えば、前橋市では、全ての避難所について、レイアウトを記した避難所配置図を作成しています。

本町においても、指定避難所ごとのレイアウトを作成すべきだと思います。

### (4) 濃厚接触者、発熱者専用の避難所

内閣府資料によると、感染症対策として、濃厚接触者、発熱者については、一般の避難者とは居住スペースはもちろん、トイレについても分けることが必要としています。

しかし、町内のそれぞれの指定避難所の構造を考えると、一般避難者、濃厚接触者、発熱者それぞれ専用のトイレを設けることは難しいのではないかと思います。

そのため、濃厚接触者、発熱者専用の避難所の開設を検討してはどうかと思います。

### (5) 要配慮者専用の避難所

内閣府資料によると、高齢者、基礎疾患を有する者、障がい者、妊婦については、感染時のリスクが高いことから、専用の避難所の検討も重要としています。

これらの要配慮者専用の避難所についても開設を検討してはどうかと思います。

### (6) 避難所運営訓練

前述のとおり、見直すべき項目は多数あります。

そして、地域防災計画や避難所運営マニュアルの見直しをした後は、それが機能するかどうかを確認するため、地域住民も交えた避難所運営訓練が必要だと思います。

訓練の目的は2つあります。

&lt;次頁へ続く&gt;

＜前頁から続き＞

1つは、地域防災計画や避難所運営マニュアルについて、新たな課題を発見することです。実際に訓練をしてみれば、新たな課題発見につながり、さらなる改善につながります。

もう1つは、避難所運営の担い手を育成することです。

感染症対策として、今までより多くの避難所を開設するとなると、より多くのマンパワーが必要になります。

基本的に避難所運営は町職員がすることになっていますが、避難所運営に多くの町職員のマンパワーがとられることは、災害規模が大きい時ほど望ましいものではありません。

そのため、地域住民が避難所運営の担い手となるよう、定期的な訓練が必要だと思います。

以上を踏まえ、以下について伺います。

●本町においては、6ヶ所の避難所が開設されることが常となっていますが、感染症対策のため、より多くの避難所の開設が必要ではないでしょうか。

●指定避難所の収容人数を感染症対策に対応したものに改める必要があると思いますが、収容人数を改める予定はあるでしょうか。

●指定避難所ごとのレイアウトを作成するべきだと思いますが、予定はあるでしょうか。

●感染症対策のため、濃厚接触者、発熱者専用の避難所の開設を検討してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

●配慮者専用の避難所についても開設を検討してはどうかと思いますが、いかがでしょうか？

●避難所運営訓練を定期的実施するべきと思いますが、予定はあるでしょうか。

順	質問者	件名	質問の要旨	質問相手
2	安在昭則 議員	1. 新たな観光資源と観光振興対策を	<p>県内でも観光客数トップを維持している高千穂は、高千穂峡、神話の国にまつわる神社、無形文化財にもなっている夜神楽など、町民挙げて観光客増に努力している。</p> <p>近年では東九州自動車道の開通により、県内外からの観光客、またインバウンドも増加した。年間で150万人の観光客を集めていたが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で観光を取り巻く状況は厳しい境地に立たされており、まだ終息が見えない状態である。</p> <p>しかしこの状況だからこそ手を打つべきことは、終息後いかに観光客を呼び戻せるかではないだろうか。高千穂は日帰りや通過型観光が多く宿泊が少ないのが現状である。訪れた観光客が今以上に見学出来たり、楽しんだりできる観光資源を増やすことで滞在時間を長くし、宿泊者増につながるのではないだろうか。</p> <p>高千穂峡の一極集中解消に繋がる新たな観光資源の掘り起こしとPRが必要ではないか。</p> <p>今、情報の時代と言われており観光客のほとんどが携帯を持ち、観光地に来てもネットで情報を集めている。</p> <p>そこで次の点について質問いたします。</p> <p>1. 着地型観光ナビ、スマートフォン、タブレットを活用し、高千穂の新名所などの発信が必要ではないか（ICTの活用）。また町内Wi-Fiの利用可能状況は進んでいるか。</p> <p>2. 新観光地掘り起しの為行政と観光協会、公民館などの合同の誘客対策実行委員会はできないか。</p>	町長

順	質問者	件名	質問の要旨	質問相手
2	安在昭則 議員	2. 人口減少対策について	<p>昭和25年2万8000人であった高千穂町の人口も70年経った令和2年には1万2000人を割った状況である。このまま進むと2030年には1万人を割り、2040年には8000人との予想が出ている。また同時に少子高齢化が進んでおり、現在65歳以上約42%、10年後には50%と予想される。高千穂の基幹産業である農林業、さらには商工業においても後継者不足が大きな課題となっている。</p> <p>人口減少対策として、企業誘致促進、福祉対策、農林商工への補助などの施策をされているが打開策とまではなっていない。Iターン・Uターンにより商工業は新起業が徐々に増えているが、農業は担い手不足により空き家、耕作放棄地が増加傾向にある。</p> <p>そこで次の2点について質問します。</p> <p>1. 町ホームページなどにより町外からの新規就農者に住居、農地などの情報を公開し、国、県の補助金の案内、住居など町独自の補助対策はできないか。</p> <p>2. 平成27年度から立ち上げられている【高千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略】の進捗状況は。</p>	町長



順	質問者	件名	質問の要旨	質問相手
3	磯貝助夫 議員	1. 本町の未来を見据えた農業の施策は	<p>国（農林水産省）が推進する中山間地域等直接支払制度も、令和2年度から5期目である。また、平成12年度から開始され、4期が終了し20年が経過した。</p> <p>5期目は新たに「集落戦略」の作成が義務付けられ、集落協定で話し合いを行い、戦略を作成し、町の指導を仰ぎ完成させなければならない。といった旨の内容になっている。</p> <p>新たな加算措置も加わり、本事業をいかに活用し継続的かつ発展的な事業にしていくのか、各集落は苦慮しているところであり、町はより一層の支援と協力体制をとる必要があると考える。</p> <p>高千穂町においては、高齢化による労働力の低下、後継者不足、少子化による人口減少、と課題も多い中、5期目の5年間だけでなく、高千穂町の農業を守り、未来に繋げる長期的な施策をしっかりと立て行かなければならないと思う。</p> <p>以上を踏まえて町長に伺います。</p> <p>1. 1期から4期までの成果と、第5期に向けた取り組みの目標（方針）は。</p> <p>2. 中山間地域等直接支払制度対象外の集落、農家への対応策はどうするのか。</p>	町長

順	質問者	件名	質問の要旨	質問相手
4	佐藤さつき 議員	1. 空き家対策、子育て支援住宅対策など、町民のための住宅対策について	<p>少子高齢化が進み、本町も人口減少が危惧される現状です。少しでも人口減少を食い止めるために町としてもいろいろな取り組みが行われていますが、町民の困っている事例の中に住宅事情があります。人口減少で空き家が増加する一方ではありますが、核家族化、ひとり親世帯の増加、医療など生活しやすい地区への定住など多岐にわたる理由で個別の住まいを必要とする人は増加しています。その結果、条件の良い近隣の市町村へ転居などの事例もあります。</p> <p>町民が生涯高千穂で住める安心感が得られていない現状です。町民が不便を感じない住宅対策を考えて頂きたい町長に次の点から伺います。</p> <p>①空き家対策として移住定住促進事業が進められています。それにあたり空き家の調査など行われており、それが町民にも還元されると期待していたのですが、現状として再利用が進んでいないように思われる。原因は何なのでしょう。</p> <p>②公営住宅、子育て支援住宅を退去しなくなっても、すぐに住める住居が不足しています。空き家の再利用を進めて移住定住促進事業とは別に町民が利用できる空き家の紹介システムはできないか。</p> <p>③②の子育て支援世帯住宅に関して、収入の不安定による急激な家賃上昇対策として、あまりにも高額な場合を予測して基準段階を変更できないか。</p> <p>④他の自治体では子育て世帯や高齢者世帯向け（バリアフリーを特色に）に払い下げする公営住宅のシステムがある。空き家を利用する、新築するなどして本町でも取り入れる考えはないか。</p>	町長